資料３

部会における審議事項と論点①

令和8年10月20日(火)

名古屋市 環境局 地域環境対策部 地域環境対策課

NAGOYA
名古屋市

審議事項と論点（第1回土壌及び地下水汚染規制部会）

NAGOYA 名古屋市

➢ 法の見直しへの対応

1. 汚染土壌の運搬・処理について
 1-1. 汚染土壌の管理票について
 1-2. 汚染土壌の運搬期限について
 1-3. 汚染土壌の搬出に係る届出について
2. 形質変更時要届出区域における施行方法の基準等について

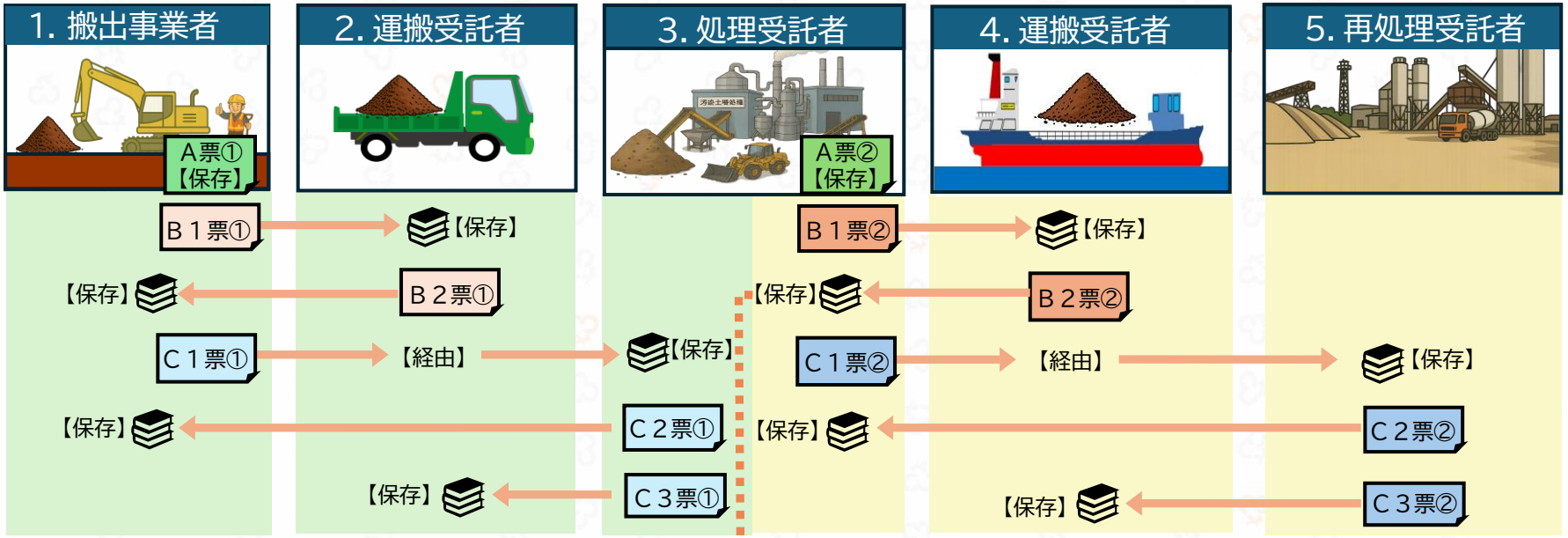
➢ 条例独自の規制における課題への対応

3. 調査計画書制度について

1-1. 汚染土壌の管理票について

現行制度の概要(法・条例)

- 汚染土壌が適正に運搬され、かつ、処理されていることを事後的に確認することによって、汚染土壌の搬出に伴う汚染の拡散の防止を図ることを目的としている。
- 汚染区域から汚染土壌を搬出する者は、その汚染土壌の運搬又は処理を他人に委託する場合には、**管理票を交付しなければならない**(法第20条、条例第60条の5)。



※①:一次管理票(法20条)、②:二次管理票(処理業省令第5条)

種 別	説 明	種別	説明
A 票	搬出事業者の控え	C1票	処理受託者の保存用
B1票	運搬受託者の保存用	C2票	処理終了報告(搬出事業者へ送付用)
B2票	運搬終了報告(搬出事業者へ送付用)	C3票	処理終了報告(運搬受託者へ送付用)

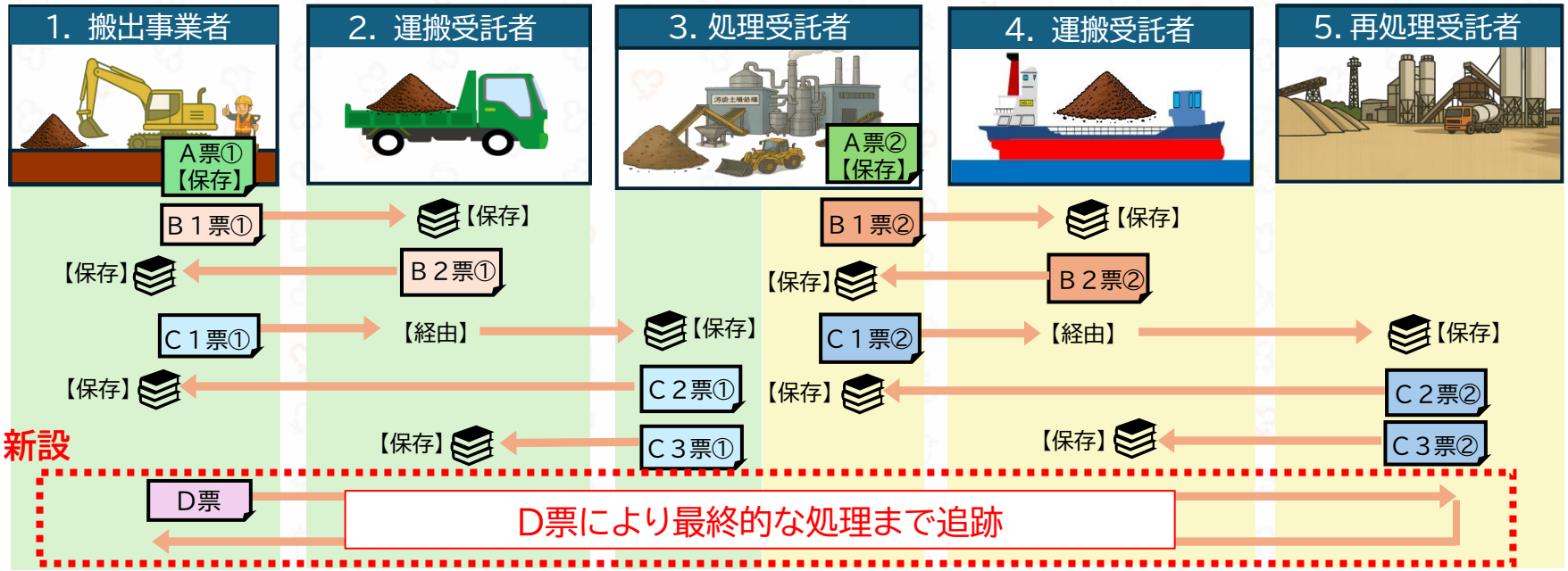
1-1.　汚染土壌の管理票について

法における課題

- 再処理業者への引渡し時の情報までしか追跡できず、**再処理以降の情報の透明性**について課題がある。
- 管理票の送付期限は10日以内とされており、事務負担が大きい。

法の見直しの方向性

- 再処理以降の情報の透明性を確保するため、D票（再処理が完了した旨を記載した管理票）を新設する。
- 管理票の送付期限を5日延長する。



※①：一次管理票、②：二次管理票

条例の見直しの方向性（案）

- 法改正に合わせて、条例等の規定を同様に見直す。

審議事項と論点（第1回土壌及び地下水汚染規制部会）

NAGOYA 名古屋市

➢ 法の見直しへの対応

1. 汚染土壌の運搬・処理について

 1-1. 汚染土壌の管理票について

 1-2. 汚染土壌の運搬期限について

 1-3. 汚染土壌の搬出に係る届出について

2. 形質変更時要届出区域における施行方法の基準等について

➢ 条例独自の規制における課題への対応

3. 調査計画書制度について

1-2. 汚染土壌の運搬期限について

現行制度の概要(法・条例)

- 汚染土壌の運搬は、搬出の日から30日以内に終了することと規定されている(法施行規則第65条第12号、条例指針第10第3項第12号)。

法における課題

- 船舶等による汚染土壌の運搬は CO_2削減に資するものの、一定量の汚染土壌を確保するための期間が必要となり、30日間の運搬期限が制約となっている。
- 物流業界では運転手不足等の社会問題がある。

法の見直しの方向性

- 船舶等を利用する運搬の搬出期限を30日から60日に延長する。



条例の見直しの方向性(案)

- 法改正に合わせて、条例等の規定を同様に見直す。

審議事項と論点（第1回土壌及び地下水汚染規制部会）

NAGOYA 名古屋市

➢ 法の見直しへの対応

1. 汚染土壌の運搬・処理について
 1-1. 汚染土壌の管理票について
 1-2. 汚染土壌の運搬期限について
 1-3. 汚染土壌の搬出に係る届出について
2. 形質変更時要届出区域における施行方法の基準等について

➢ 条例独自の規制における課題への対応

3. 調査計画書制度について

1-3.　汚染土壌の搬出に係る届出について

現行制度の概要（法・条例）

- 要措置区域等外へ汚染土壌を搬出するときは、**搬出の14日前までの届出**が義務付けられている（法第16条第1項、法施行規則第62条、条例第60条第1項、条例施行細則第55条の2 ）。
- 当該届出を行い、その届出事項に**変更があった場合**においても、**搬出の14日前までに変更の届出**が義務付けられている（法第16条第2項、条例第60条第2項）。

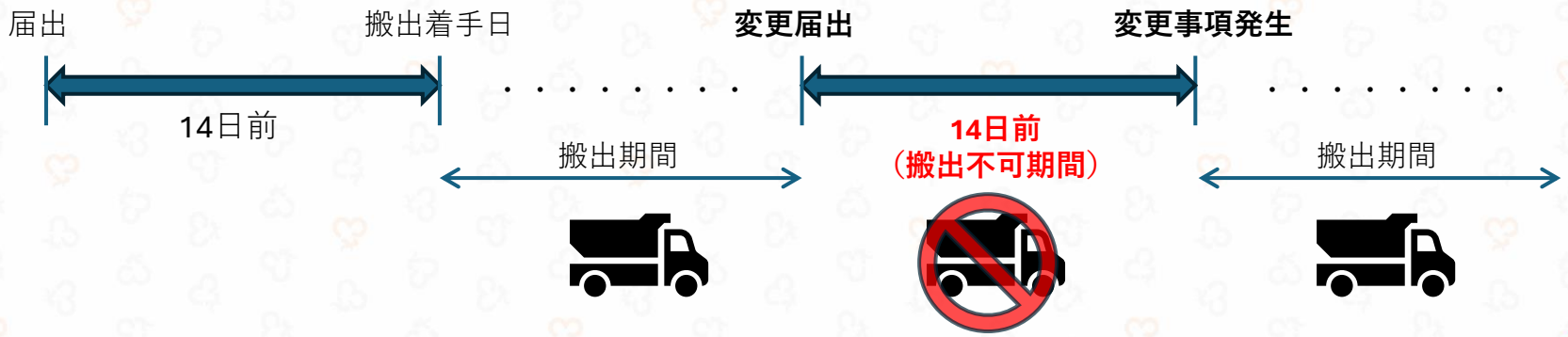
法における課題

- 軽微な事項の変更にもかかわらず、**14日前の変更届出**が必要であり、工期に影響を及ぼす可能性がある。
- 事業者及び行政において軽微な変更であっても事前の変更届出に係る事務負担が生じている。

≪工期に影響が出る事例≫

- 悪天候により「搬出の着手予定日」が2日遅延する場合や、体調不良による運転手の変更で「自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先」が変更になる場合であっても、14日前までに事前の変更届出が必要となる。

⇒現状においては、自治体による運用で、変更事項によっては、事前の変更届出は不要とする等の対応がなされている。



1-3.　汚染土壌の搬出に係る届出について

NAGOYA 名古屋市

法の見直しの方向性

- 届出事項のうち、**自動車等の使用者の氏名等**については、運搬者に係る届出や管理票により把握が可能であるため、届出事項から削除する。
- 搬出する汚染土壌の**体積や各種の予定日**に関しては、実際の工事段階で変更が生じやすく、搬出の14日前の届出段階では変更事由が生じていない場合もあることから、**軽微な場合については変更届出を不要とする。**

〇搬出の14日前までに変更届出が必要な事項

＜法第16条第1項関係＞
① 汚染土壌の特定有害物質による汚染状態
② 汚染土壌の体積
③ 汚染土壌の運搬の方法
④ 汚染土壌を運搬する者の氏名又は名称
⑤ 汚染土壌を処理する者の氏名又は名称
⑥ 汚染土壌を処理する施設の所在地
⑦ 区域間移動における移動先の形質変更時要届出区域の所在地
⑧ 飛び地間移動における移動先の要措置区域等の所在地
⑨ 汚染土壌の搬出の着手予定日

＜規則第62条関係＞
⑩ 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
⑪ 搬出及び運搬の完了予定日
⑫ 自動車等の使用者の氏名又は名称及び連絡先
⑬ 積替え場所
⑭ 保管施設
⑮ 汚染土壌を処理する場合、要措置区域等の所在地
⑯ 汚染土壌を処理する場合、処理の完了予定日
⑰ 区域間移動における搬出元の自然由来等形質変更時要届出区域の所在地
⑱ 区域間移動における形質の変更の完了予定日
⑲ 飛び地間移動における搬出元の要措置区域等の所在地
⑳ 飛び地間移動における形質の変更の完了予定日

※下線で示す事項について、見直しの検討がされている。

条例の見直しの方向性（案）

- 法改正に合わせて、条例等の規定を同様に見直す。

審議事項と論点（第1回土壌及び地下水汚染規制部会）

NAGOYA 名古屋市

➢ 法の見直しへの対応

1. 汚染土壌の運搬・処理について

 1-1. 汚染土壌の管理票について

 1-2. 汚染土壌の運搬期限について

 1-3. 汚染土壌の搬出に係る届出について

2. 形質変更時要届出区域における施行方法の基準等について

➢ 条例独自の規制における課題への対応

3. 調査計画書制度について

2. 形質変更時要届出区域における施行方法の基準等について

NAGOYA 名古屋市

現行制度の概要(法・条例)

➢ 汚染土壌が帯水層に接することで新たな環境リスクを生じさせないようにするため、**土地の形質の変更をする際に、土壌溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合は、環境大臣が定める施行方法の基準に基づき土地の形質の変更を行うこととされている**(平成31年環境省告示第5号、平成23年環境省告示第54号、条例指針第8第2項第1号、第9第2項第1号・同号イ)。

≪法・条例の汚染区域内における土壌溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合の施行方法の基準≫

区域				土壌溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合の施行方法	
法		条例		最も浅い帯水層内で土地の形質の変更を行う場合	下位帯水層まで土地の形質の変更を行う場合
(参考) 要措置区域		(参考) 措置管理区域		・地下水の水質の監視及び地下水位の管理 又は ・右欄と同等の方法	・以下の**いずれにも該当**する方法 ✓ 土地の形質の変更に着手する前に、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること ✓ 基準不適合土壌又は特定有害物質が下位帯水層に流出することを防止すること ✓ 形質変更終了後、準不透水層の遮水効力を回復すること
形質変更時要届出区域	一般管理区域 (条例上乗せ)	拡散防止管理区域		・同上	・同上
	一般管理区域	形質変更時届出管理区域	一般管理区域		
	埋立地管理区域		埋立地管理区域	・地下水の水質の監視 又は ・地下水位の管理	・同上

今回の見直し部分

法における課題

➢ 帯水層に接する場合、健康被害のおそれのない「形質変更時要届出区域(一般管理区域)」についても、「要措置区域」と同等の施行方法が必要であることから、事業者にとって費用的負担が大きい。

➢ 現行の方法に限らずとも、形質の変更が終了するまでの間、適切な水質の基準を設けて地下水の水質の監視を行うことで、汚染の拡散による新たな環境リスクが生じていないことを確認できるのではないか。

2. 形質変更時要届出区域における施行方法の基準等について

NAGOYA 名古屋市

法の見直しの方向性（その1）（一般管理区域関係）

- **新たな環境リスクを生じさせないという目的に則った施行方法に見直す。**
- 最も浅い帯水層内で土地の形質の変更を行う場合、形質変更終了までの間、**地下水の水質の監視を行う。**
- 下位帯水層まで土地の形質の変更を行う場合、遮水の効力を有する構造物を設置等する施行方法について、現行の「土地の形質の変更に着手する前」に限らず、**土地の形質の変更と一体として行われる場合であっても認める。**

現行

法区域	土壌溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合の施行方法	
	最も浅い帯水層内で土地の形質の変更を行う場合	下位帯水層まで土地の形質の変更を行う場合
形質変更時要届出区域（一般管理区域）	・地下水の水質の監視（地下水基準）及び地下水位の管理 又は ・右欄と同等の方法	・以下の**いずれにも該当**する方法 ✓ 土地の形質の変更に着手する前に、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること ✓ 基準不適合土壌又は特定有害物質が下位帯水層に流出することを防止すること ✓ 形質変更終了後、準不透水層の遮水効力を回復すること

見直し案

法区域	土壌溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合の施行方法	
	最も浅い帯水層内で土地の形質の変更を行う場合	下位帯水層まで土地の形質の変更を行う場合
形質変更時要届出区域（一般管理区域）	・地下水の水質の監視※（地下水基準）**及び地下水位の管理** 又は ・右欄と同等の方法	・以下の**いずれにも該当**する方法 ✓ 土地の形質の変更に着手する前に、**又は、土地の形質の変更と一体として、**鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置**等**すること ✓ 基準不適合土壌又は特定有害物質が下位帯水層に流出することを防止すること ✓ 形質変更終了後、準不透水層の遮水効力を回復すること

※ 監視の結果、地下水濃度の上昇傾向がみられ、かつ、地下水基準に適合していない場合は、施行方法の見直しを求めることが検討されている。

2. 形質変更時要届出区域における施行方法の基準等について

NAGOYA 名古屋市

法の見直しの方向性（その2）（埋立地管理区域関係）

➢ **新たな環境リスクを生じさせないという目的に則った施行方法に見直す。**

- 埋立地管理区域を含む臨海部の土地では、一般の居住者による地下水の飲用がない土地が多く存在すると考えられるため、**水道水の水質基準と同程度である地下水基準ではなく、目安となる適切な基準（以下「管理値」とする。）を設けて管理する。**
- 下位帯水層まで土地の形質の変更を行う場合、遮水の効力を有する構造物を設置等する施行方法について、一般管理区域と同様に、**土地の形質の変更と一体として行われる場合であっても認める。**

現行

法区域	土壌溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合の施行方法	
	最も浅い帯水層内で土地の形質の変更を行う場合	下位帯水層まで土地の形質の変更を行う場合
形質変更時要届出区域 （埋立地管理区域）	・地下水の水質の監視（地下水基準） 又は ・地下水位の管理	・以下の**いずれにも該当**する方法 ✓ 土地の形質の変更に着手する前に、鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置すること ✓ 基準不適合土壌又は特定有害物質が下位帯水層に流出することを防止すること ✓ 形質変更終了後、準不透水層の遮水効力を回復すること

見直し案

法区域	土壌溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合の施行方法	
	最も浅い帯水層内で土地の形質の変更を行う場合	下位帯水層まで土地の形質の変更を行う場合
形質変更時要届出区域 （埋立地管理区域）	・地下水の水質の監視※（管理値） 又は ・地下水位の管理	・以下の**いずれにも該当**する方法 ✓ **地下水の水質の監視※（管理値）** ✓ **形質変更終了後、準不透水層の遮水効力を回復すること** 又は ・**以下のいずれにも該当**する方法 ✓ 土地の形質の変更に着手する前に、**又は、土地の形質の変更と一体として、**鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置**等**すること ✓ 基準不適合土壌又は特定有害物質が下位帯水層に流出することを防止すること ✓ 形質変更終了後、準不透水層の遮水効力を回復すること

※ 監視の結果、起因した地下水濃度の上昇傾向がみられ、かつ、管理値に適合していない場合は、施行方法の見直しを求めることが検討されている。

2. 形質変更時要届出区域における施行方法の基準等について

NAGOYA 名古屋市

条例における見直しの論点

- 条例管理区域内(形質変更時要届出区域相当)における土地の形質の変更に係る施行方法の基準について、法の形質変更時要届出区域との整合を図るため、同様に見直すべきか。

条例の見直しの方向性（案）

- 法の見直しにおいて、汚染の拡散による**新たな環境リスクが生じていないことを確認できる**新たな施行方法等が示されている。
- 法の形質変更時要届出区域に合わせて、条例の拡散防止管理区域及び形質変更時届出管理区域も同様の方向性で見直すこととする。

見直し案

土壌溶出量基準不適合土壌が帯水層に接する場合の施行方法				備考（法区域との対応）
条例区域		最も浅い帯水層内で土地の形質の変更を行う場合	下位帯水層まで土地の形質の変更を行う場合	
拡散防止管理区域		・**地下水の水質の監視**（地下水基準） 又は ・右欄と同等の方法	・以下のいずれにも該当する方法 ✓ 土地の形質の変更に着手する前に、**又は、土地の形質の変更と一体として、**鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置**等**すること ✓ 基準不適合土壌又は特定有害物質が下位帯水層に流出することを防止すること ✓ 形質変更終了後、準不透水層の遮水効力を回復すること	**・法の形質変更時要届出区域（一般管理区域）**と同等
形質変更時届出管理区域	一般管理区域			
	埋立地管理区域	・地下水の水質の監視**（管理値）** 又は ・地下水位の管理	・以下のいずれにも該当する方法 ✓ **地下水の水質の監視（管理値）** ✓ **形質変更終了後、準不透水層の遮水効力を回復すること** 又は ・以下のいずれにも該当する方法 ✓ 土地の形質の変更に着手する前に、**又は、土地の形質の変更と一体として、**鋼矢板その他の遮水の効力を有する構造物を設置**等**すること ✓ 基準不適合土壌又は特定有害物質が下位帯水層に流出することを防止すること ✓ 形質変更終了後、準不透水層の遮水効力を回復すること	**・法の形質変更時要届出区域（埋立地管理区域）**と同等

2. 形質変更時要届出区域における施行方法の基準等について

参考

NAGOYA 名古屋市

施行方法の基準の見直しに関する今後のスケジュール（法）

令和8年11月　改正告示の公布

・令和8年冬頃：改正内容の周知

令和9年4月　改正告示の施行

条例管理区域における施行方法の基準も同様の規定となっているため、法と同時期に条例指針改正を予定
（条例指針第8第2項第1号、第9第2項第1号・同号イ）

審議事項と論点（第1回土壌及び地下水汚染規制部会）

NAGOYA 名古屋市

➢ 法の見直しへの対応

1. 汚染土壌の運搬・処理について
 1-1. 汚染土壌の管理票について
 1-2. 汚染土壌の運搬期限について
 1-3. 汚染土壌の搬出に係る届出について
2. 形質変更時要届出区域における施行方法の基準等について

➢ 条例独自の規制における課題への対応

3. 調査計画書制度について

3. 調査計画書制度について

現行制度の概要（条例）

- 特定有害物質等取扱事業者は、特定有害物質等取扱工場等※の敷地において、次の①～③のいずれかに該当する場合、あらかじめ、調査計画書を作成し、市長に届け出なければならない（条例第56条）。

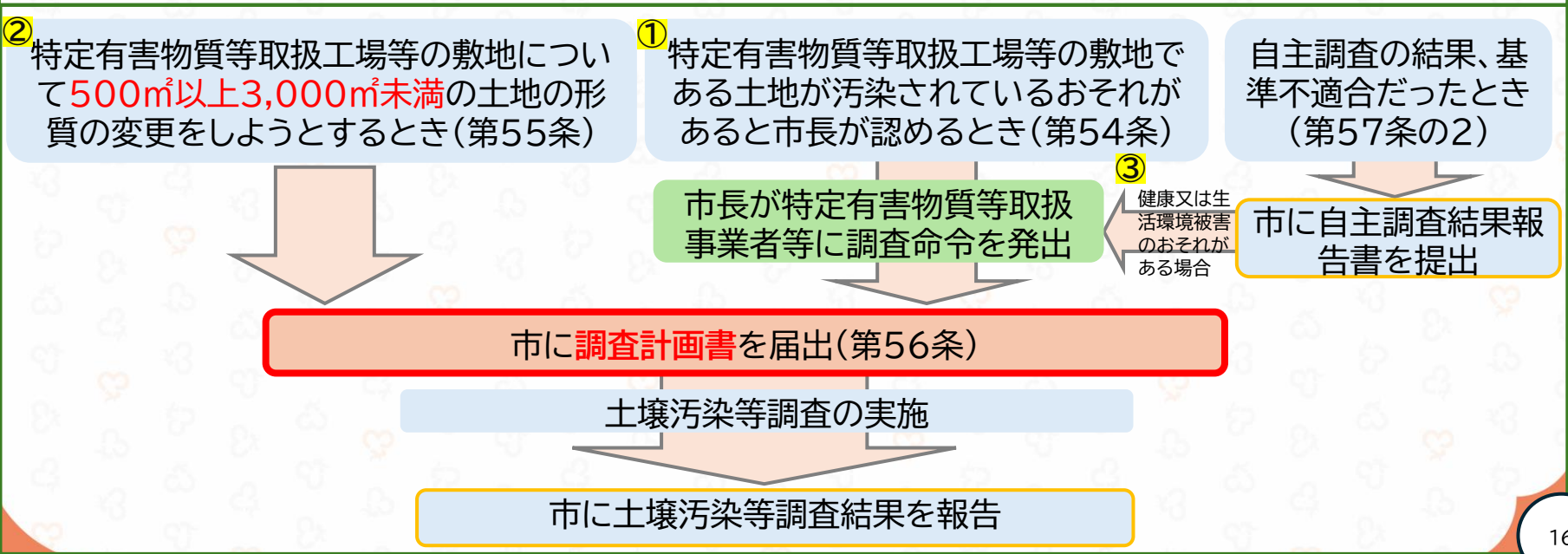
① 特定有害物質等取扱工場等の敷地である土地について、特定有害物質によって汚染されているおそれがあると市長が認め、特定有害物質等取扱事業者に対して調査命令が発出された場合（条例第54条第2項）

② 500㎡以上3,000㎡未満の土地の形質の変更をしようとするとき（条例第55条）

③ 自主調査の結果から、健康又は生活環境被害のおそれがあると市長が認め、土地の所有者等に対して、調査命令が発出された場合（条例第57条の2第2項）

- 特定有害物質等取扱事業者は、調査計画書を届出後、土地の形質の変更に着手する日までに、指定調査機関に土壌汚染等調査を実施させて、その結果を市長に報告しなければならない（条例第55条）。

※特定有害物質等取扱工場等とは、特定有害物質等を取り扱い、又は取り扱っていた工場等を指す（条例第54条）。
例）ガソリンスタンド、有害物質使用特定施設設置事業場 等



3. 調査計画書制度について

現行制度の概要（法第3条・4条・5条関係）

- 法においては、以下調査・報告契機に該当した場合、必要に応じて土壌汚染状況調査を実施することとなるが、いずれの契機においても、条例とは異なり、**事前の調査計画書の届出は不要である。**
- 平成29年の法改正では、手続きの迅速化のため、指定調査機関に土壌汚染状況調査を実施させた結果を、土地の形質の変更の届出と併せて、報告することが可能となった**（法第4条第2項）**。

≪法第3条関係≫

調査の猶予を受けている土地で900㎡以上の土地の形質の変更をしようとするとき

↓

市に土地の形質の変更届出（法第3条第7項）

↓

調査命令（法第3条第8項）

↓

土壌汚染状況調査の実施

↓

市に調査結果を報告

≪法第4条関係≫

3,000㎡以上の土地の形質の変更をしようとするとき（有害物質使用特定施設設置事業場は900㎡以上）

着手の30日前

↓

市に土地の形質の変更届出（法第4条第1項）
&
市に履歴調査結果を報告（条例第57条）

↓

汚染のおそれあり

調査命令（法第4条第3項）

↓

土壌汚染状況調査の実施

↓

市に調査結果を報告

汚染のおそれなし

終了

土壌汚染状況調査の実施

着手の30日前

↓

市に土地の形質の変更届出（法第4条第1項）
&
市に履歴調査結果を報告（条例第57条）
&
市に調査結果を報告（法第4条第2項）

手続きの迅速化！

≪法第5条関係≫

土壌汚染による健康被害が生ずるおそれがあるとき

↓

調査命令（法第5条）

↓

土壌汚染状況調査の実施

↓

市に調査結果を報告

3. 調査計画書制度について

法の見直しの方向性（法第3条関係）

- 更なる事務負担の軽減及び調査結果の報告の迅速化の観点から、現行の法第4条第2項の届出制度と同様に、**調査猶予中の土地の形質の変更に係る届出を行う場合、同時に土壌汚染状況調査の結果を報告できる規定を設ける。**

現行

調査の猶予を受けている土地で
900㎡以上の土地の形質の変更を
しようとするとき

↓

市に土地の形質の変更届出（法第3条第7項）

↓

調査命令（法第3条第8項）

↓

土壌汚染状況調査の実施

↓

市に調査結果を報告

見直し案

調査の猶予を受けている土地で
900㎡以上の土地の形質の変更を
しようとするとき

↓

土壌汚染状況調査の実施

↓

市に土地の形質の変更届出（法第3条第7項）
&
市に調査結果を報告（新設）

手続きの迅速化！

条例における課題

- 現在 国において、更なる事務負担の軽減及び手続きの迅速化に向けて検討が図られるなか、条例においては、事前に調査計画書を届出する必要があり、**施工スケジュールに合わせて、事前に土壌調査を実施することができないことから、事業者にとって時間的負担となっている。**
- **調査計画書及び土壌汚染等調査結果報告書の2度にわたり、行政に書類を提出する必要があるため、事業者にとって、書類作成に係る事務的負担が大きくなっている。**

3. 調査計画書制度について

条例の見直しの方向性（案）

- 特定有害物質等取扱工場等の敷地について500㎡以上3,000㎡未満の土地の形質の変更をしようとするときには、従前の調査計画書の届出を不要とし、**新たに土地の形質の変更に係る届出とともに土壌汚染等調査結果を報告する規定を設けることとする**（①）。
- 上記見直しに併せて、条例の調査命令に基づき調査するときも、調査計画書の届出を不要とし、**土壌汚染等調査結果の報告のみを求めることとする**（②）。

見直し案

